

定期監査の結果

1 監査の期間

平成26年2月4日から平成26年2月26日

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部環境保全課、環境業務課及び浄化センター

(2) 対象期間

平成25年4月1日から平成25年12月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

また、管理者におかれては、事務事業が適切に執行されるよう、管理・監督に努められたい。

(1) 環境保全課

ア 有害鳥獣駆除のための鳥獣捕獲等許可申請書に鳥獣による被害の実情が記載されていなかった。申請書の被害の実情記載欄は、許可の可否を判断する重要な事項であるため、愛知県の鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則で定められた様式に沿って、被害の実情をしっかりと確認した上で許可をされたい。

イ 有害鳥獣駆除のための鳥獣捕獲許可で、1日あたりの捕獲制限が設定されている鳥獣であるにもかかわらず条件を付せず許可をしていた。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第2項で1日あたりの捕獲制限が設定されている鳥獣については、条件を付して許可をされたい。

(2) 環境業務課

ア 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約が散見された。随意契約においても予定価格を定める必要があるため、西尾市契約規則第25条の規定により適切な事務処理をされたい。

- イ 契約書に契約保証金に関する事項の記載がなかった。西尾市契約規則に則った事務処理をされたい。
- ウ ごみ処理施設誘導警備業務、特定家庭用機器運搬業務及びボイラー法定定期安全管理審査業務において、1者随意契約の正当な理由の記載がなかった。また、ごみ処理施設誘導警備業務は、単価契約しているが総価契約をされたい。1者随意契約の正当な理由がない場合は、西尾市契約規則に則った契約事務をされたい。
- エ 破碎機残渣処分契約及び焼却灰等処分業務において、運搬・埋立処分業務委託契約を締結後、契約の一部の運搬業務を、相手方が指定する業者と別途無償で契約を締結していた。受託業者の決定にあたっては、その者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条各号に掲げられた受託要件を具備しているかを十分に確認した上で行うよう事務を改められたい。
- オ コンデンサ修理の契約において、2者から見積を徴していたが、仕様書の記載事項が不十分であるために、見積書に記載された業務内容が2者で相違していた。徴した見積書の積算根拠を確認し、公正な契約事務を遂行されたい。また、仕様書の記載事項を再度検証するなど事務を改められたい。
- カ 一般廃棄物処理手数料減免事務において、減免期間が1日の場合、減免承認書を申請者に交付していなかった。西尾市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則に則った適切な事務処理をされたい。また、実態に沿った規則の改正などを検討されたい。
- キ ごみ焼却施設定期点検整備業務及びリサイクル施設定期点検業務の委託は、施設を維持管理していく上で欠くことのできない業務である。一方、その費用は、毎年度多額の費用を要しており、費用の積算も専門的業務という観点から、専門業者の見積に依存せざるを得ない状況にある。今後も継続的に必要な費用であることから、設計を行う際にはその基礎となる単価や積算方法等について、専門機関に検証を依頼するなど、適正価格の確保に努められたい。

(3) 浄化センター

- ア 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約が散見された。随意契約においても予定価格を定める必要があるため、西尾市契約規則第25条の規定により適切な事務処理をされたい。
- イ 複写機保守契約において、1者随意契約の正当な理由の記載がなかった。1者随意契約の正当な理由がない場合は、西尾市契約規則第24条の3に則った契約事務をされたい。